

令和6年8月26日

登米市議会議長 關 孝 様

登米市議会議員 須 藤 幸 喜

調 査 報 告 書

1. 調査目的 自治体での喫緊の課題である防災、減災及び復興、また民主主義の主体である地方自治をテーマにした講演会及び学びの場としてフィールドワーク実施した。

① 基調講演Ⅰ

テーマ「国の自治体に対する指示権 ～地方自治法改正～」

講師 弁護士 永 井 幸 寿 氏

② 基調講演Ⅱ

テーマ「仙台防災枠組みから見る能登半島地震の状況、自治体の課題
～「誰一人取り残さない」ためのインクルーシブ防災とは～」

講師 東北大学災害科学国際研究所 所長 栗 山 進 一 氏

- 2.調査先 仙台市太白区秋保町（緑水亭）、
仙台市青葉区川内追廻（青葉山公園仙臺緑彩館）
仙台市若林区荒浜（震災遺構仙台市立荒浜小学校）

- 3.調査機関 令和6年8月18日から
令和6年8月19日まで 2日間

- 4.調査の経過と結果並びに所感
別紙のとおり



●「国の自治体に対する指示権 ～地方自治法改正～」

所見

災害対策基本法では、原則として災害の応急対応の第1次的な責任は基礎自治体（市町村）が負い、市町村長は被災者に対する救助や応急措置を行う。

※市町村長は災害現場に最も近く正確な情報が入り、地域や住民に精通しているからで、迅速で柔軟な対応ができるからとしている。

これに対して、第2次的な責任すなわち後方支援を都道府県が行い、第3次的な責任、後方支援のさらに後方支援を国が行うものと位置付けている。

現行制度での課題は、財政改革や市町村合併により、自治体の職員が1994年（平成6年）から2018年（平成30年）で、328万人から274万人に17%も減少するとともに非正規雇用も増加したことである。

日常は多くの事務に追われ、いつ発生するかわからない災害に対して十分な時間や費用をかけて準備することが現実には困難であり、また、災害が発生した時は十分な対応ができない。自治体職員の削減や非正規雇用化は自治体の災害対応について深刻な障害となっていると考える。



●「仙台防災枠組みから見る能登半島地震の状況、自治体の課題

～「誰一人取り残さない」ためのインクルーシブ防災とは～」

所見

先般発生した南海トラフ地震、これまで起こった東日本大震災（1900年以降世界での発生地震第4番目マグニチュード9.0）、能登半島地震、台湾花蓮地震及びトルコ・シリア地震の発生から地震規模、関連報道、備えそして、現地調査・現地医療支援などについて学習した。

命を守り、暮らしを守るその目標に向け、**ソナエル、ニゲル、タチナオル**をコンセプトとした防災意識を持つことが必要であると考えます。



発災前：備える

防災コミュニケーション学による行動変容
インクルーシブ防災学による個別避難計画
レジリエンス向上のための防災投資

発災直後：逃げる

まず自分、次に家族、次に隣近所
あらゆる関係組織が的確な役割分担と迅速な対応

発災後中長期：立ち直る

災害ケースマネジメントによる被災者の自立・生活再建
よりよい復興で街づくり

●フィールドワーク

青葉山公園 仙臺緑彩館

震災遺構仙台市立荒浜小学校

